

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に関する技術援助業務開始のお知らせ

危険物保安技術協会

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準について検討がなされ、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号）、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 165 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（平成 23 年総務省告示第 556 号）が平成 23 年 12 月 21 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されました。

これを受けて、当協会では、平成 24 年 4 月 1 日から、特定屋外タンク貯蔵所の審査業務等で培ってきた技術・経験を活かして、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の技術援助業務を開始致しました。

○浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術援助業務内容について

- (1) 浮き蓋の構造及び設備に関する事項
- (2) 可燃性蒸気の排出設備に関する事項
- (3) 点検設備に関する事項
- (4) 噴き上げ防止措置に関する事項

なお、改正政令附則第 10 条において、基準の特例と改修期限が定められております。

- (1) 基準の特例の適用条件：引火点 40℃未満の場合は、不活性ガスの充填及びガス検知設備の設置
引火点 40℃以上の場合は、ガス検知設備の設置

注記）浮き蓋の構造及び設備に関する事項について基準の特例が適用されます。

- (2) 改修期限：平成 36 年 3 月 31 日

(1) による基準の特例を適用しない浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備のうち、政令第 11 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する技術上の基準に適合しないものの改修期限は、平成 36 年 3 月 31 日とされています。

是非ご活用ください。

◆本業務に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

危険物保安技術協会 タンク審査部

TEL:03(3436)2355 FAX:03(3436)2252